

# 昭和町耐震改修促進計画

令和3年 4月（改定）

昭 和 町



# 昭和町耐震改修促進計画

## 序 章

### 1 計画の背景と目的

昭和町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしたことから、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、平成25年5月29日に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）が改正（平成25年11月25日施行）され、また同法第4条に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）が改正されたことなどに伴い、本計画についても計画期間を延長し、所要の見直しを行い木造住宅等の耐震化の推進に取り組んできました。

その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が策定されたことに伴い、平成28年3月に山梨県耐震改修促進計画が改訂され、また、平成30年6月の大阪府北部地震で、ブロック塀の倒壊による人的被害や通行障害が生じたことを受け、耐震改修促進法施行令が一部改正（平成30年11月30日公布、平成31年1月1日施行）され、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に附属し、地震時に道路の通行障害を生じる恐れのあるブロック塀等を通行障害建築物に追加することになり、通行障害の防止のため、建築物に附属するブロック塀等について耐震診断が義務付けられました。

こうした背景を受け、令和3年3月に山梨県耐震改修促進計画が改訂されたことを踏まえ、本計画についても耐震改修促進法の改正に基づく新たな内容を検討し、更に計画期間を延長することになりました。

### 2 本計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づき策定したものです。

また、昭和町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

### 3 計画の期間

本計画は、平成20年度から令和2年度までの計画期間を5年間延長し、令和7年度までとします。また、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜検証を行い、必要に応じて計画の改訂を行います。

# 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修等の実施に関する目標

## 1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は、次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

### (1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は、次のとおりです。（表1-1・図1-1）

表1-1 想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（令和2年11月））

想定される地震	想定される地震の規模
ア 東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
イ 南関東直下プレート境界地震 (M7, M9, M14) (現在は首都直下地震)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
ウ 釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
エ 藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
オ 曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
カ 糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。



図1-1 想定地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（令和2年11月））

## （2）人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、本町及び山梨県の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定したものです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（令和2年11月）、昭和町地域防災計画（令和3年4月））

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
ア 東海地震	371 1	669 3	5,404 31	6,444 35
イ 南関東直下プレート境界地震 （首都直下地震）	101 1	473 7	5,181 76	5,755 84
ウ 釜無川断層地震	2,425 35	1,921 33	21,240 356	25,586 424
エ 藤の木愛川断層地震	1,828 14	1,772 22	19,982 256	23,582 292
オ 曾根丘陵断層地震	809 15	980 23	11,085 267	12,874 305
カ 糸魚川-静岡構造線地震	733 5	1,007 17	11,406 196	13,146 218

（上段：山梨県、下段：昭和町）

### (3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、本町及び山梨県の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（令和2年1月）、昭和町地域防災計画（令和3年4月））

（単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
ア 東海地震	6,559 22	31,418 201	37,977 223
イ 南関東直下プレート境界地震 （首都直下地震）	1,763 17	14,949 212	16,712 505
ウ 釜無川断層地震	50,804 808	56,664 1,019	107,468 1,827
エ 藤の木愛川断層地震	38,169 356	56,370 898	94,539 1,254
オ 曾根丘陵断層地震	16,888 409	33,505 916	50,393 1,325
カ 糸魚川－静岡構造線地震	15,288 664	39,350 775	54,638 900

（上段：山梨県、下段：昭和町）

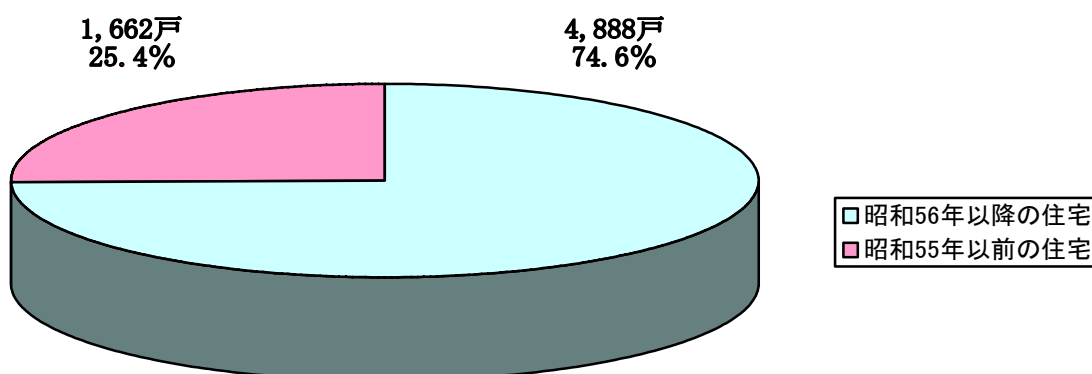
## 2 耐震化の現状

### (1) 住宅建築時期別の状況等（昭和町固定資産課税台帳（家屋課税台帳）から集計）

令和3年1月1日現在の家屋の集計によると、本町内の住宅総数は、6,550戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、1,662戸で全体の25.4%を占めています。（表1-4）

表1-4 建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数			
6,550	昭和55年以前の住宅(※)	1,662 (25.4%)	昭和56年以降の住宅(※) 4,888 (74.6%)



※昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された（新耐震基準）ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分ける必要がありますが、根拠としている家屋台帳が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

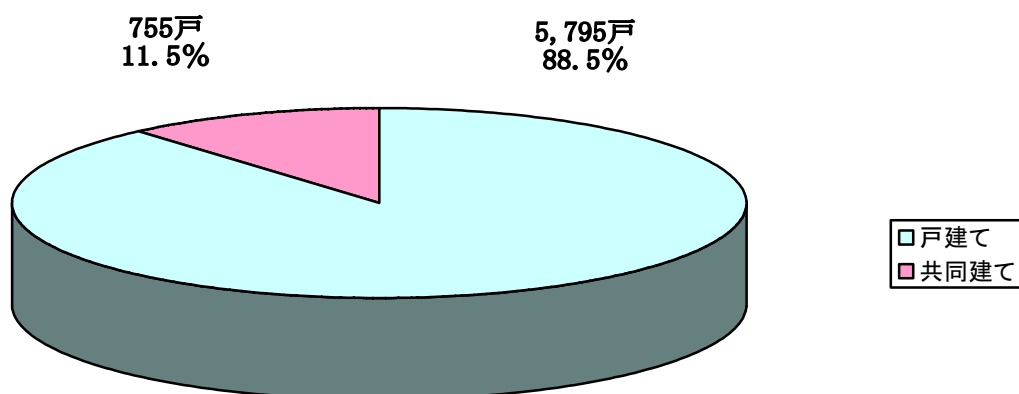
本町内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の88.5%を占めています。また、戸建て住宅の27.5%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は24.4%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が8.7%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は1.0%と低くなっています。（表1-5）

表 1 - 5 建方別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和 55 年以前の住宅		昭和 56 年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	構成比 (③/②)	④	構成比 (④/②)
	6,550		1,662		4,888	
戸建て	5,795	88.5%	1,596	27.5%	4,199	72.5%
共同建て	755	11.5%	66	8.7%	689	91.3%



住宅の構造別に見ると、木造住宅は5,176戸あり、全体の79.0%を占めています。

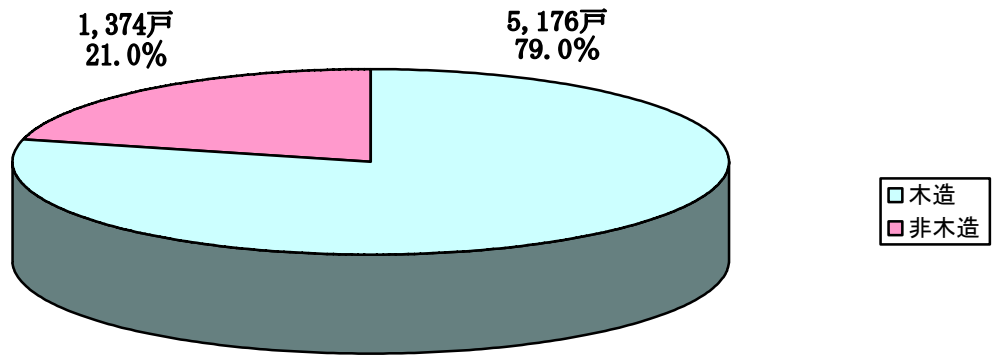
また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が1,368戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の82.3%を占めています。(表1-6)

表 1 - 6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和 55 年以前の住宅		昭和 56 年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	④	構成比 (④/③)	⑥	構成比 (⑥/⑤)
	6,550		③ 1,662		⑤ 4,888	
木造	5,176	79.0%	1,368	82.3%	3,808	77.9%
非木造	1,374	21.0%	294	17.7%	1,080	22.1%





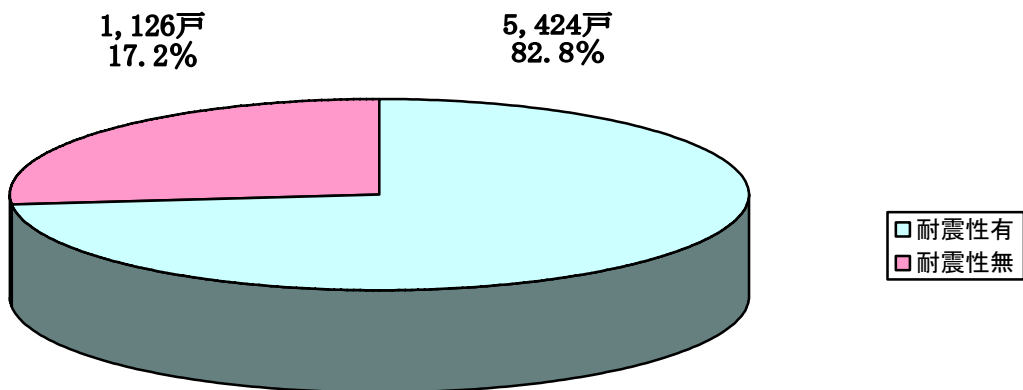
(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は5,424戸になり、町内における住宅の耐震化率は、令和2年度末で82.8%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数	昭和55年以前の住宅				昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数	耐震化率 〔R2年度末推計値〕
	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの				
① (②+⑥) 6,550	② 1,662	③ 529	④ 7	⑤ 1,126	⑥ 4,888	⑦ (③+④+⑥) 5,424	⑧ (⑦/①) 82.8%



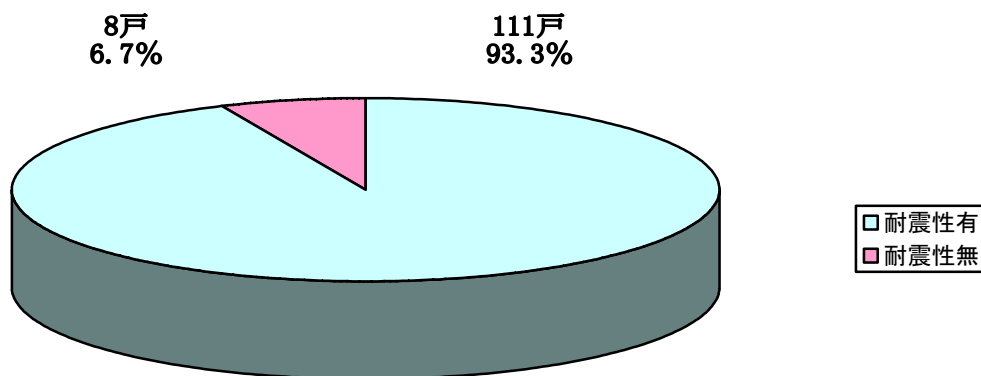
### (3) 特定建築物等<sup>※</sup>の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、119棟あります。このうち昭和55年以前に建築された16棟の中で耐震性を有するもの4棟（推計値）と耐震改修を実施したもの4棟（推計値）を昭和56年以降に建築された103棟に加えた、111棟（推計値）が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末で93.3%と推計されます。（表1-8）

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状（単位：棟）

特定建築物等	昭和55年以前のもの	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの	昭和56年以降の建築物	耐震性有の建築物数	耐震化率 〔R2年度末推計値〕
		③	④	⑤			
① (②+⑥) 119	② 16	③ 4	④ 4	⑤ 8	⑥ 103	⑦ (③+④+⑥) 111	⑧ (⑦/①) 93.3%



#### ※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するかどうかに関わらず、次に掲げる建築物をいい、法第14条に規定する「特定建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）
- ・法第14条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）
- ・法第14条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。（表1-9）

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

なお、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は15棟あり、平成27年度末までに全ての建築物において耐震化は終了しています。

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位：棟)

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (R2年度末) ⑤ (④/③)	
災害時の 拠点 となる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、 警察署、消防署、幼稚園、小・ 中学校、高校、病院、診療所、 老人ホーム、老人福祉施設、 体育館等	2	25	27	27	100%	
	公共建築物	県	0	3	3	3	100%
		町	2	11	13	13	100%
	民間建築物	0	11	11	11	100%	
不特定 多数の 者が 利用 する 建築 物	百貨店、飲食店、ホテル・旅 館、映画館、遊技場、美術館、 博物館、銀行等	2	16	18	16	88.9%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	-
		町	0	0	0	0	-
	民間建築物	2	16	18	16	88.9%	
特定 多数 の者 が 利用 する 建築 物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、 寄宿舍、下宿、事務所、工場 等	12	62	74	68	91.9%	
	公共建築物	県	4	0	4	4	100%
		町	0	2	2	2	100%
	民間建築物	8	60	68	62	91.2%	
計		16	103	119	111	93.3%	
	公共建築物	県	4	3	7	7	100%
		町	2	13	15	15	100%
	民間建築物	10	87	97	89	91.8%	

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

### 3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

#### (1) 住宅の耐震化率の目標設定

##### 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

国の基本方針において、住宅の耐震化率については令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標としており、同様に県の耐震改修促進計画においても95%にすることを目標としています。

本町では、住宅の新築等の状況等による推計と、これまでの耐震化の進捗状況等を考慮し、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とします。(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

住宅総数	耐震化率の構成				昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数	耐震化率 〔R2年度末推計値〕	耐震化率の目標 〔R7年度末〕
	昭和55年以前の住宅	耐震性を有するもの	耐震性が無いもの	昭和56年以降の住宅				
① (②+⑤)	②	③	④	⑤	⑥ (③+⑤)	⑦ (⑥/①)	⑧ (⑥/①)	
令和2年度	6,550	1,662	536	1,126	4,888	5,424	82.8%	
令和7年度	7,000	1,400	1,050	350	5,600	6,650		95%

(2) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標設定

- ・ 町有建築物については、現在、既に耐震化率100%を達成しております。
- ・ 民間建築物については、県が実施したアンケート調査を踏まえるとともに、的確な施策の推進により、令和7年度末の目標を95%とします。

以上により、「多数の者が利用する特定建築物等」の令和7年度末における耐震化率の目標を95%とします。(表1-11)

表1-11 令和7年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標  
(単位：棟)

建築物総数		建築物			昭和56年以降の建築物	耐震性有の建築物数	耐震化率 〔R2年度末推計値〕	耐震化率の目標 〔R7年度末〕
		昭和55年以前の建築物	耐震性を有するもの	耐震性が無いもの				
①	(②+⑤)	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						(③+⑤)	(⑥/①)	(⑥/①)
令和2年度	119	16	8	8	103	111	93.3%	
令和7年度	127	12	9	3	112	121		95%

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。(表1-12)

- ・ 災害時の拠点となる建築物
- ・ 不特定多数の者が利用する建築物
- ・ 特定多数の者が利用する建築物

表 1 - 1 2 令和 7 年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率の目標  
(単位：棟)

区分	用途	昭和 55 年以前 の建築物 ①	昭和 56 年以降 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (R2 年度末) ⑤ (④/③)	耐震化率 の目標 [R7 年度末]	
災害時の拠点 となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	2	25	27	27	100%	100%	
	公共建築物	県	0	3	3	3	100%	100%
		町	2	11	13	13	100%	100%
	民間建築物	0	11	11	11	100%	100%	
不特定多数の者が 利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	2	16	18	16	88.9%	95%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	-	-
		町	0	0	0	0	-	-
	民間建築物	2	16	18	16	88.9%	95%	
特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	12	62	74	68	91.9%	95%	
	公共建築物	県	4	0	4	4	100%	100%
		町	0	2	2	2	100%	100%
	民間建築物	8	60	68	62	91.2%	95%	
計		16	103	119	111	93.3%	95%	
	公共建築物	県	4	3	7	7	100%	100%
		町	2	13	15	15	100%	100%
	民間建築物	10	87	97	89	91.8%	95%	

#### 4 町有建築物の耐震化の目標等

町有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

##### (1) 町有建築物の耐震化の現状

現在、町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は15棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは2棟になります。この2棟は、耐震性を有するものです。これに、昭和56年以降に建築された13棟を加えた15棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は100%となります。(表1-13)

表1-13 町有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状  
(単位：棟)

区 分	昭和55年以前の建築物			昭和56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 (R2年度末) ⑤ (④/③)
	①						
	耐震性有	耐震性無					
災害時の拠点となる建築物	2	2	0	11	13	13	100%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	0	0	0	0%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	2	2	2	100%
うち町営住宅	0	0	0	2	2	2	100%
計	2	2	0	13	15	15	100%

##### (2) 町有建築物の耐震化率の目標設定

町有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、現在、既に100%を達成しており、耐震化は終了しています。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策

### 1 耐震診断及び耐震改修等に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と町は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、町、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

#### (1) 町の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修等を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

#### (2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、適正な状態で維持していくことが必要となります。

特に、法第14条第1号から第3号で規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修等の実施に努める必要があります。

#### (3) 建築関係団体の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修等の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修等を希望する者の相談等に応じるものとします。。



## 2 耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための支援策

町民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国や県の耐震診断及び耐震改修等の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

### (1) 住宅に関する支援策

現在、町が実施している住宅に関する支援事業の概要は、次のとおりです。引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

なお、耐震化の促進に関しては、「昭和町住宅耐震化アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅の耐震化に係る取り組み目標を設定し、その進捗状況を把握・検証し住宅の耐震化を促進していきます。

#### ■ 木造住宅耐震支援事業

補助事業名	区 分		対象建築物等	助成内容	補助率	補助限度額
木造住宅居住 安心支援事業	①耐震診断		昭和56年5月 31日以前に着 工された木造 住宅	町が耐震診断技術 者を派遣して耐震 診断を実施する経 費を助成	1 / 1	45,840 円
	②耐震 改修工 事等	設計＋ 耐震改修		耐震診断の結果、 総合評点が1.0未 満の住宅の耐震改 修工事等に対する 経費の一部を助成	4 / 5	100 万円
		低コスト 工法割増 (県単独 補助)	上記かつ低コ スト工法を利用 した住宅	耐震改修工事当 の実施に伴い低コ スト工法を利用した 住宅に対して、耐 震改修工事等に要 する経費の一部を 助成	1 / 1	20 万円 (定額)
	③耐震シェルター 設置		昭和56年5月 31日以前に着 工された木造 住宅	耐震シェルターの 設置に要する経費 の一部を助成	2 / 3	24 万円
ブロック塀等 撤去改修及び 改善に関する 補助事業	④ブロック塀等撤 去改修		道路に面する 1.20mを超える ブロック塀等	ブロック塀等の撤 去または改修工事 等に要する経費の 一部を助成	2 / 3	30 万円
生け垣推進に 関する補助事 業	⑤生け垣推進		道路に面した 部分に設置す る生け垣等	生け垣の設置等に 要する経費の一部 を助成	2 / 3	—

※補助事業の詳細については、補助金交付要綱等で定めています。

## (2) 建築物に関する支援策

特定既存耐震不適格建築物のうち、法第7条で規定する要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）について、現在、町が実施している支援事業の概要は次のとおりです。

なお、上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、建築物所有者等が自発的に取り組んでいけるように啓発活動等により耐震化を促します。

### ■ 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）耐震支援事業

補助事業名	区 分	対象建築物等	助成内容	補助率	補助限度額
災害時避難路通行確保対策事業	①耐震診断	要安全確認計画記載建築物（法第7条）	要安全確認計画記載建築物（法第7条）に基づいて実施する耐震診断に要する経費を助成	1/1	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶1,000 m<sup>2</sup>以内の部分 3,670 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分 1,570 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶2,000 m<sup>2</sup>を超える部分 1,050 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶設計図書の復元費等 1,570,000 円</li> </ul>
	②耐震設計		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関する設計に要する経費の一部を助成	5/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶1,000 m<sup>2</sup>以内の部分 2,100 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分 1,570 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶2,000 m<sup>2</sup>を超える部分 1,050 円/m<sup>2</sup></li> </ul>
	③耐震改修		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修に関する工事に要する経費の一部を助成	11/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶住宅（木造） 13,700 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶住宅（非木造） 34,100 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶住宅以外 51,200 円/m<sup>2</sup></li> <li>▶Is 値 0.3 未満 56,300 円/m<sup>2</sup></li> </ul>

※補助事業の詳細については、補助金交付要綱等で定めています。

### 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

#### (1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(一社)山梨県建築士事務所協会等が実施した耐震診断や耐震改修等に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施していきます。

#### (2) 町民への住宅耐震化の啓発

町民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修等に関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県(建築住宅課及び各建設事務所)や(一社)山梨県建築士事務所協会等の無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

#### (1) 地震発生前の対策

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、本町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう適切に指導していくこととします。

##### ① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も避難路、通学路等に面したブロック塀等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、町の助成金交付制度等の活用を促し、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

特に指導する避難路、通学路とは各学校指定の通学路、緊急輸送道路、住宅や事業所等から避難路及び避難地等へと至る経路(避難路)とします。

##### ② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

## (2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

## 5 地震発生時に通行を確保すべき道路

### 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（緊急輸送道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「昭和町地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路が位置づけられています。

地震による建築物の倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を、次のとおり指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で、次の要件に該当する建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁（山梨県）まで報告することとなります。

①耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
一般国道	国道20号	町内全線
主要地方道	塩部町開国橋線 (アルプス通り)	町内全線
	甲府市川三郷線 (昭和バイパス)	町内全線
	甲府市川三郷線	町内全線
	甲斐中央線	甲斐市境～甲府市川三郷線(昭和バイパス)交点
②耐震診断結果の報告期限		
令和5年3月31日(金)まで(消印有効)		
③義務付け対象となる建築物の要件		
以下両方の要件に該当するもの ・昭和56年5月31日以前に工事着工した建築物 ・①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1号」の「通行障害建築物の要件」に該当する建築物		

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、町民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修等に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

### 1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは地震による被害の発生を見通し、住民に避難方法等に関する情報を事前にわかりやすく提供することによって、平常時から防災意識の向上と住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。

本町では、県からの情報提供のもと、必要に応じ震度分布図などの地震ハザードマップの整備に努めることとします。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、県や（一社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修等を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

### 3 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

本町では、耐震診断及び耐震改修等を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、本町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

### 5 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、本町では各自治会と連携して地域ぐるみで意識啓発や耐震診断及び耐震改修等の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

## 6 耐震啓発ローラー作戦による啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・改修工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心し各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受け付けを実施しています。

## 7 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。その概要は、次のとおりです。（表3-1）  
今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項 目	内 容
所 得 税	<p>個人が、令和3年12月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（※上限25万円）が所得税額から控除されます。</p> <p>※消費税率5%が適用される場合は上限20万円</p> <p>◆対象となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された自己の居住の用に供する住宅</li> <li>・耐震改修した家屋が、現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合する耐震改修を行った住宅</li> <li>・平成21年1月1日から令和3年12月31日までに耐震改修をした住宅</li> </ul>
固定資産税	<p>令和4年3月31日までに、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額（120㎡相当分まで）が1/2に減額されます。</p> <p>◆対象となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和57年1月1日以前から所在する住宅</li> <li>・耐震改修した家屋が、現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合する耐震改修を行った住宅</li> <li>・平成22年1月1日から令和4年3月31日までに耐震改修をした住宅</li> </ul> <p>令和5年3月31日までに、旧耐震基準である昭和56年5月31日以前に建築された要安全確認計画記載建築物について、一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事完了の翌年度から2年度分の当該建築物に係る固定資産税額（上限：工事費用の2.5%）が1/2に減額されます。</p> <p>◆対象となる条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年5月31日以前に建築された要安全確認計画記載建築物</li> <li>・耐震改修した家屋が、現行の耐震基準（総合評点1.0以上）に適合する耐震改修を行った建築物</li> <li>・平成26年4月1日から令和5年3月31日までに耐震改修をした建築物</li> </ul>

※この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

## 第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進に関し必要な事項

### 1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修等の促進に関する情報交換等を行うこととします。

### 2 本町内での耐震化促進体制の整備

本町内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修等に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。

### 3 住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化を図るための施策

本町では、本計画に基づき「昭和町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善等を図り、住宅の耐震化を推進していくこととします。

## 昭和町耐震改修促進計画

令和3年4月発行

発行・編集 昭和町役場 都市整備課

山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

TEL : 055-275-2111 (代表) FAX : 055-275-5250